告　示

		日号外	ページ
	○内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省		
一	事業主行動計画策定指針の一部を改正する件	八149	二〇
	○内　閣　府		
七六	保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件	四145	二六
七七 七八	総合特別区域計画の変更を認定した件	一五154	三一
	内　閣　府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
二	租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件	二九164	七〇
三	技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件	二九164	七一
四	技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件	二九164	七二
	○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省		
一	所得税法施行規則第四十七条の二第三項第一号及び法人税法施行規則第二十四条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件	四145	二七
五	○内閣府、財務省 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件	一143	五〇
三	○宮　内　庁 令和五年歌会始お題「友」の詠進歌の選者が定められた件	一	一
三五	○国家公安委員会 駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	二五	二
三六	普通自転車の型式認定番号を指定した件	二五	二
四〇	○金　融　庁 特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権の利率を定める件の一部を改正する件	一143	五〇
四一	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件	一五154	三一
四二	銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件	一五154	四三
四三	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	一五154	五三
四四	銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一五154	六二
七	○金融庁、農林水産省 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件	一五154	六二
八	農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件	一五154	六二
四	○デジタル庁 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件	二九164	八一
七	○デジタル庁、総務省 平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示	二二158	九四
八	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件	二九164	八三
九	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件	二九164	九〇
二三	○総　務　省 特定国外派遣組織を指定する件	一	一
二四	予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示	五146	一